地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）についての意見募集結果

令和６年（2024年）９月12日

地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、６人、３０団体から、延べ１６５件（案と直接関係がない意見２５件を含む）のご意見が寄せられました。

ご意見の概要及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方
市町村設定状況を環境審議会に報告しますと書いてますが、見直しとどう関係するのですか。	本基準の見直しにあたっては、北海道環境審議会の意見を聴くこととしており、市町村の地域脱炭素化促進区域の設定状況について報告することとしております。 E
現在の素案では、「風力発電施設に関する基準」の「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」として、森林法に基づく保安林や地域森林計画対象森林の区域が設定されているが、本地域を含めて北海道は、総面積に対して森林面積の占める割合が大きく、これまで本地域で進められてきた風力発電事業の実施区域を見ても、地域森林計画対象森林等とそれ以外の区域が一体的に開発された事例が一般的であることから、一律に促進区域から除外するのではなく、森林保全と再エネ導入の両立を図りながら、北海道や風車設置自治体と協議を行い柔軟に促進区域に設定することが可能となるようにすべきと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
当町では、令和5年度、地域の景観や自然環境などと調和しながら、陸上風力発電、洋上風力発電、太陽光発電といった再エネを積極的に推進していくために、環境省補助金二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用して、ゾーニングを検討してきました。 その結果、当町では促進エリアが2.1㎢、調整エリアが41.5㎢と、町の面積に占める割合が約40％となっております。また、そのエリアは町内山間部に所在しており、山間部には、保安林、保安林予定森林、地域森林計画対象森林が存在しています。 この度示された北海道の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）では、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に上記の森林が含まれており、この基準が施行されると、当町では促進区域が設定できず、環境省補助事業の要件としている、補助完了後２年以内に、ゾーニング事業の結果を地方公共団体実行計画に適切に反映することや、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域等を設定することができず、補助金の返還ということも考えられます。 このことから、上記基準の見直しを求めるものです。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
「地域脱炭素化事業区域設定に関する環境配慮基準」と促進を省く標題が相応しい。なぜならば促進事業、促進区域の名は自治体、団体、事業者など利害関係者へ公平性は無くなる誘導語。「促進」は事業ありき感強く、無理で無良な事業化へとバイアスがかかるからである。 よって本基準の項目に促進の語句を省くべきだ。	標題に関するご意見ですが、法令で地域脱炭素化促進事業と定められていることから、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D
区域、法令など良くまとめられているが、保安林に「北の魚つき林」が欲しい。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方
ここが肝の部分である。すなわち本基準つまり北海道ガイドラインをもとに各市町村自治体が地域基準を地域協議会で作成することにより環境と事業リスク対策になるわけだがその成員に環境団体を幅広く数多に入れ合意形成をはかるべきだ。野鳥の会、昆虫研究会、植物保護団体など多様な環境保護団体を含むのが必須で「環境保護団体等」を明記されたい。加えて風土、地勢、観光などの有識者をも加えながら再エネ関係者との合意形成をもって地域候補のゾーニングを図り評価したい。	促進区域等の設定における地域内での合意形成を行う必要がある関係者の記載に関するご意見ですが、「市町村は、合意形成を行う必要がある関係者・関係機関を幅広く洗い出し、整理して連携・調整すること」と定めており、この関係者・関係機関は、環境保全団体をはじめ多様なステークホルダーが想定されますので、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D
基準策定の趣旨にも記載されているが地域環境の実情に応じ地域貢献、地域共生を唱っていることは重要なことで脱炭素へ向かう再エネには地産地消の視点が要になる。 と同時に、発電ツールは風土に合わせるのが有効だから風況に特化する地は風力発電。森林資源はバイオマスとか、火山には地熱発電などそれと折り合う発電と環境のベストマッチングを創出することが大切である。とくに道内は森林、火山、水系資源も豊富で、いわば短命ともいえる太陽光、風力などと比し将来にわたり環境被圧も少なく長寿命のバイオ、地熱、水力発電等が期待されると考える。	パブリックコメント実施の趣旨と異なるため、回答できません。 E
ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を鑑みれば、国防において非常に重要な北海道の海岸線の上に、地域脱炭素化促進施設等であっても工作物の設置を促進するような施策は、決して行うべきではない。 例えば海岸線から内外100mは、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」と設定して、決して国防を妨げないようにして頂きたい。 なお上記「内外100m」については、地域脱炭素化促進事業の妨げにならないよう、検討頂きたい。	パブリックコメント実施の趣旨と異なるため、回答できません。 E
ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課（ゼロカーボン推進係）と言う、事業を推進する側の課が、環境規制を課すのでは、役割が相反している。 その結果、「風力発電施設（洋上に設置するものを除く）」と、全くの野放しで洋上風力発電事業側に、忖度しているだけ。 環境保全局環境政策課環境影響審査係の方から提出すべき『環境配慮基準に係る素案』、であるべきだ。 「風力発電施設（洋上に設置するものを除く）」について、環境保全局環境政策課環境影響審査係からの審査を経ているとも思えない。	地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて陸上の再生エネルギーを対象としており、洋上については「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律」に基づいて、地域脱炭素化促進事業とは別に促進区域を設定されております。なお、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）は、北海道環境審議会のみならず、北海道環境影響評価審議会委員や環境保全局環境政策課といった関係部局、市町村の意見を踏まえて基準を検討しているところです。 E
「洋上の巨大プロペラ式の風力発電機は、寒暖の差が激しい環境下で、ベアリングやギヤボックス等から、潤滑油の油漏れを起こし易い。」	パブリックコメント実施の趣旨と異なるため、回答できません。 E
洋上風力発電機の建設に際しては、クレーン船からだけで無く、近隣の海岸に資材置き場を設けて、海岸からの搬入も行われる。最大高250～300メートル級の超巨大構造物への搬入物が、海岸に置かれる。 また、クレーン船からの搬入物の落下事故は、頻繁に発生しています。	パブリックコメント実施の趣旨と異なるため、回答できません。 E
石狩湾の洋上風力発電の内、浮体式と着床式に分かれるが、着床式は、モノパイル式、ジャケット式、重力式、サクションバケット式の何れかが採用される。着床式が、周辺環境に影響を与えない訳は無い。現在設置されて居るのは、ジャケット式。 ジャケット式は、波からの圧力で、次第に海岸側にズレ込み続けて、石狩湾新港への出入航路をも塞いでしまう。 海岸から、1600メートルの至近極理で、周辺住民への低周波騒音が懸念されます。不眠、等の健康被害で、引っ越しを余儀なくされた「風車避難民」が既に大勢出ています。	パブリックコメント実施の趣旨と異なるため、回答できません。 E

意見の概要	意見に対する道の考え方
バイオマス発電施設は、木質ペレットという木材を燃やす火力発電で、東南アジア諸国、等の森林を、広範囲に伐採して、輸入される為に、環境破壊を招いている。また、石炭の火力発電よりも、炭酸ガスCO２を多く排出する為に、「再生可能エネルギー発電施設」からは外すべきだ。 また、バイオマス発電施設や木質ペレット貯蔵施設での、爆発火災事故が相継いでいる。	パブリックコメント実施の趣旨と異なるため、回答できません。 E
石狩新港バイオマス発電所の2月の事故について報道されていない様ですが、届け出を怠っているのでは無いでしょうか。	パブリックコメント実施の趣旨と異なるため、回答できません。 E
［意見］ 太陽光以外の再エネ発電施設に関する基準において保安林を促進区域から除外せずに考慮対象事項とすべきと考えます。 なお、太陽光発電施設については、風力発電施設に比べて発電量は小さいが利用面積が大きくなるので、現行どおりで良いと考えております。 ［理由］ 保安林は森林法で既に強く規制されており、同法に基づく保安林の指定の解除の規定があるため、当該箇所で陸上風力発電施設の脱炭素化促進事業を進めることができるか否かは、森林法に基づく指定の解除に係る手続の中で判断されるべきと考えられるため。 また、保全すべき保護林や下記の項目にも記載している地域森林計画対象森林も促進地域から除外した場合、北海道の約６割以上の面積となる森林のほとんどで促進事業が実施できなくなり、特に陸上風力発電施設は、住居、学校、病院等に配慮するため、町中への設置は難しいことから、これらの要因を合わせるとゼロカーボン北海道の達成にも影響が出ると考えられるため。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考えます。 ［理由］ 植生自然度は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されるもので自然度が高いほど重要であることは認識するが、整備時期によっては指定範囲と実態の乖離が生じる事例があると認識している。 そのため促進事業の実施の可否については、促進区域から一律で除外するのではなく、該当する可能性のある範囲での事業計画については、事業者が事業計画の中で直近の空中写真などを用いて実態を調査整理し、地域の住民等が参加する協議会等で事業者と協議し判断を行うべきと考えられるため。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考えます。 ［理由］ 国立公園の普通地域については、町内に該当があるわけではありませんが、すでに国立公園普通地域内における措置命令等における処分基準により、風力発電施設や太陽光発電施設の新築等についての基準が定められており、当該区域で地域脱炭素化促進事業が実施できるかについては、当該基準により判断するべきと考えるため。 また、前項で記載したとおり、植生自然度については、指定範囲と実態との乖離が生じている可能性があるため、実態調査を行い個々で判断するべきと考えられるため。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考えます。 ［理由］ 北海道自然公園の普通地域については、北海道立自然公園条例により、届出制となっているほか、その道立自然公園の風景を保護するために、開発行為等を禁止や制限できることとなっているため、北海道立自然公園の普通地域については、促進区域からの除外とはせず、届出の手続の中で規制等を行われるべきと考えるため。 また、植生自然度10の項目で記載のとおり、植生自然度については、指定範囲と実態との乖離が生じている可能性がるため、実態調査を行い個々で判断するべきと考えられるため。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考えます。 ［理由］ 農用地区域内農地については、再生可能エネルギー施設等で活用する際には、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許可申請の制度が既に設定されているため、促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考えられるため。 また、農林水産省では、営農型太陽光発電の取り組みを推進し、農業者の経営改善や荒廃農地の有効活用により脱炭素に取り組んでいるため、農用地区域内農地を促進区域から除外するのではなく、市町村で判断できるように設定するべきだと考えられるため。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考えます。 ［理由］ 甲種農地については、町内に該当するわけではありませんが、農用地区域内農地と同様に、再生可能エネルギー施設等で活用する際には、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許可申請の制度が既に設定されているため、当初から促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制が行われるべきと考えられるため。 また、農林水産省では、営農型太陽光発電の取り組みを推進し、農業者の経営改善や荒廃農地の有効活用により脱炭素に取り組んでいるため、甲種農地を促進区域から除外する設定は国の方針にも反する内容になると考えられるため。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考えます。 ［理由］ 海岸保全区域については、再生可能エネルギー施設等で活用する際の許可申請の制度が既に設定されているため、促進区域から除外するのでなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考えられるため。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、海岸保全区域については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
風力発電は、地域振興や林業施策との共生を図れるという観点から、各地域の実情を把握することなく「促進区域に含めない区域」に一律に定めると、必要以上に、地域への風力発電所誘致の道が閉ざされる恐れがあると考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」の保安林、保安林予定森林 ［意見］ 保安林においては作業許可及び指定解除の手続きが定められており、要件を満たし、申請が受理された場合は保安林内での事業が可能と理解しております。 たとえ、保安林内であっても、森林の有する多面的機能を発揮するためには、林道等の整備による主伐、間伐の実施は不可欠であると考える。 風力発電所の立地においては、林業者と林道を共同利用することによる路網密度の向上と相まって、林業施業との共生も可能であり、地域の実情や事業の特性などを考慮せず、保安林を一律に「促進区域に含めない区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とすることが妥当と考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」地域森林計画対象森林 ［意見］ 地域森林計画対象森林においては林地開発許可制度が定められており、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件を満たすと認められ、防災施設の設置等の措置を講ずる事業については開発行為の許可を得られるものと理解しております。 地域森林計画を策定し、補助金による森林施業を規模化するには、林道整備も不可欠であり、風力発電所の立地においては、林業者と林道を共同利用することによる、路網密度の向上が期待され、林業施業との共生も可能と考える。 地域の実情や事業の特性などを考慮せず、地域森林計画対象森林を一律に「促進区域に含めない区域」とすることは適切ではないと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域森林計画対象森林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」鳥獣保護区 ［意見］ 鳥獣保護区は特別保護地区及び特別保護指定区域を除き開発に関する規制がないものと理解しております。 鳥獣保護区における開発行為による影響については、その環境に係る情報を詳細に調査し、事業特性を踏まえて予測・評価を行うことにより、適切な環境保全措置（回避を含む）を行うことにより、低減や回避が可能であることから、そのような詳細な調査、影響予測、評価を行うことなく一律に「促進区域に含めない区域」とすることは適切ではないと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」植生自然度10の区域 ［意見］ 植生自然度は第1回から第5回自然環境保全基礎調査において考案され、空中写真・衛星写真の判読結果と現地調査結果により植生図を作成し、それを基に各群落を各植生自然度に当てはめたものと理解しております。 この調査は比較的長期間に渡り全国を対象に調査が進められていますが、地域によっては情報が古く、現状とは異なる植生となっている恐れがあることや、植生自然度10のうちツルヨシ群落やオギ群集など河川整備の進んだ人工的な環境に成立したものも植生自然度10に分類されている例が見られます。 このことから、植生自然度10を一律に「促進区域に含めない区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項として各地域の詳細な現地調査による植生の把握を行った上で必要な措置を講じることが妥当であると考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
「別表」対象種と生息地タイプ： ・オジロワシ営巣地（多くは周年生息） ・オジロワシ・オオワシ（非繁殖期） ［意見］ 「生息値周辺における配慮への考え方」において、「営巣地（営巣木/代替営巣木）から半径3km以内にあるエリアは，原則として区域から除外すること.」とあるが、海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）（以下、手引き）（P.70）においては、巣と風力発電機の離隔距離は最低1ｋm以上とし、フィンランド等の海外での取組を踏まえると2ｋm以上とすることが望ましい。とある。本基準は実質的にネガティブゾーニングとしての意味合いが強いことを鑑みると、安全側を見越してより大きい離隔とするのではなく、最低限確保するべきものとして位置付けることが妥当と思われることから、手引きに従い1kmまたは2ｋmとすることが妥当と考えます。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D
［意見］ 再生可能エネルギーの活用にあたっては、賦存量やポテンシャルにより立地位置に制約があることが想定される。 その際に、保安林全てが促進区域から除外されることにより、市町村がたてるカーボンニュートラルに向けての施策の実施に関する目標の達成が困難となる可能性があり、かつ、地域内の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かしきれない可能性が生じることとなることから、保安林全てという事ではなく、土地の安定性への影響が懸念されることに由来される保安林の種類に限定されるべきである。 ［理由］ いずれの表についても、環境配慮事項の土地の安定性への影響に関しての区域指定とされていることから、保安林の指定目的とすると、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林を想定しての区域の選定かと思われるが、それ以外の保安林においては、地域との有用な活用事例等も全国的に見るとある事から、保安林を促進区域から、除外するのではなく、森林法に定められた保安林指定解除等の手続きにおいて判断されるべきと考えられる。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
［意見］ 再生可能エネルギーの活用にあたっては、賦存量やポテンシャルにより立地位置に制約があることが想定される。 そのことから、北海道内の平均で概ね70%の面積を占める森林を促進区域から除外されることにより、再生可能エネルギーの活用にあたっての大きな制約となることから、市町村における実行計画における区域施策編の作成にあたって目標値の設定やポジティブゾーニングを行うにあたり大きな支障となることが懸念されることから、温対法の趣旨を鑑みて、北海道として促進区域に含めることが出来ないという事で示すのではなく、市町村内での協議による判断に委ねるべきである。 ［理由］ 森林法における林地開発許可手続の厳格化が行われている中で、保全されるべき対象森林においては、森林法における手続きにおいて判断されるべきである。 また、特に陸上風力発電施設については、住居、学校及び病院などの環境の保全についての配慮が特に必要な施設等についての離隔距離が必要となることから、施設の設置にあたって大きな障害となることが懸念される。 さらには、既に地域と共生している再生可能エネルギーのリプレース等にあたっても障害となることも懸念されることから、実行計画策定主体となる市町村による判断に委ねるべきと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 　保安林予定地については、告示によるものであることから、どの時点で区域として明示できるのか等、不確定要素が高い状況にあることから、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域として整理することは、市町村として判断がしづらい状況となることが懸念されることから、考慮対象事項に整理すべきである。 ［理由］ 　計画策定主体となる市町村が判断に迷う事項や毎年度追加がある事項等については、計画変更に係る事務の煩雑さの回避の視点からも促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域と整理すべきではないと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林予定森林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
［意見］ 　現在、太陽光発電においては、農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電や、農業設備への電力や熱供給等に再生可能エネルギーを活用する事例が増えており、カーボンニュートラルの実現に向けて地域が動き始めている中で、北海道が計画策定主体となる市町村ごとの考えを制限する促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に、農用地区域内農地を含めることは、まさに温対法の趣旨に反することであることから、計画主体となる市町村の考え方を尊重することとするためにも、考慮対象事項として整理すべきである。 ［理由］ 　農用地区域内農地の活用にあたっては、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許認可申請の制度が既に設定されており、農地転用許可や農振農用地の除外等の手続きの中で行われるべきであることから、市町村において判断が可能となるように設定すべきと考えられる。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A
［意見］ 　北海道については、この度、環境配慮基準を作成するにあたって、計画の策定はあくまでも市町村ではあるが、全道の市町村が計画策定にあたって、積極的に作成に向かえるように、協議会に参加するだけではなく、積極的な関与や支援ができる組織体制の構築を行った上で、規制を行うべきであると考える。 　また、支援にあたっては、温対法の趣旨に基づき、環境影響評価項目に関する専門家だけではなく、再生可能エネルギーの活用にあたっての専門家や地域内での合意形成にあたっての専門家など、幅広く人材を用意し、市町村のニーズに応えるべき体制を構築していくべきである。 ［理由］ 　温対法に基づく再生可能エネルギーの促進区域においては、地域共生型の再生可能エネルギーの導入がテーマであり、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入が求められていることからも、環境に適正に配慮するという視点の固定ではなく、地域での合意形成が図られ、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を目指すためにも、幅広い人材により、市町村の支援を行う事が必要であると考えられる。	「第3章 留意事項」に記載のとおり、市町村の求めに応じて市町村が組織する協議会への参加、市町村に環境影響評価項目に関する専門家を紹介する窓口など取組の支援を検討してまいります。 B

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 　本基準は法趣旨に基づき、再生可能エネルギーの利用促進を目的としたものである旨を「２基準の位置付け」の中に以下のとおり明記いただきたい。 （変更前） ２基準の位置づけ 本基準は、法第21条第6項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準です。 （変更案） ２基準の位置づけ 本基準は、法第21条第6項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準であり、促進区域における自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進を目的として定めるものです。 ［理由］ 　本基準における「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「除外区域」という。）」は、規則第5条の2第1項の環境省令基準や環境影響評価法における各種指針（主務省令）等と比して厳格な定めであり、本基準が再生可能エネルギー開発にあたって一般的に遵守すべき条件と誤解を与えた場合、促進区域以外の再生可能エネルギー開発の促進に悪影響を及ぼす可能性を危惧するため、「基準の位置づけ」で当該基準が促進区域のみに関する内容であることを明確にしていただきたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
［意見］ 「７地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順」の中で、法第22条の5～法第22条の9の特例を受ける場合の手続きを明記いただきたい。 ［理由］ 　法第22条の5～法第22条の9においては保安林、保安林予定森林、地域森林計画対象民有林、河川区域、国立公園及び国定公園特別地域および普通地域で植生自然度8・9・10の地域、農用地区域内農地および甲種農地おいて特例の扱いとして認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従った場合に許可があったものとみなす（以下、「ワンストップ化の特例」という。）と定められている。しかし、本基準ではこれらを除外区域と定めていることから、ワンストップ化の特例を適用することができない。 　一方で環境省の定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」においては、都道府県はワンストップ化の特例を使用する場合に備えた体制を準備する必要があると記載があり、ワンストップ化は、事業者が促進事業を実施するうえでのインセンティブにもなり得るものであることから、法および環境省マニュアルの主旨にも鑑み、ワンストップ化の特例を受ける場合の手順について本基準内に明記いただきたい。	ワンストップ化の特例を受ける場合の手順については、ホームページ等で制度の周知を検討しておりますので、素案の記載等のとおりとしたいと考えております。 D
［意見］ 　「６基準の見直し」にあたっては市町村の自主的な取り組みが尊重される旨を明記いただきたい。 ［理由］ 　本基準の除外区域では、市町村が促進区域を設定できない可能性が高く、法第1条に定める市町村の自主的な取り組みを阻害するおそれがあることから、市町村が総合的な判断により除外区域を促進区域として設定する場合は、その意思が尊重されるよう明記いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 本制度に基づく促進区域以外でも再生可能エネルギーの利用促進が図られるよう、差異なく取組む旨を「１ 基準策定の趣旨」内に追記いただきたい。 ［理由］ 促進区域以外でも適切に検討がなされた再生可能エネルギー開発は本法の目的に適うことから、道としてもその導入促進に向けて促進区域の設定有無に関わらず積極的に取り組む旨を「１ 基準策定の趣旨」に明記することで本道の再生可能エネルギー開発の一層の促進が期待されるため。	促進区域以外での再生可能エネルギーの利用促進につきましては、本基準で定めるものではございませんので、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、“あくまで地域脱炭素促進事業に限定した考え方”であり、当該促進事業以外の事業・制度等において本基準が流用されることがないことを確認したい。	お見込みのとおりです。 E
温対法第22条の５～第22条の11の規定により、地域脱炭素化促進事業の認定を受けると、関係許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略が可能といった特例を受けることができる。 今回の素案にある「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を促進区域から除外した場合、森林法の特例は骨抜きとなり、農地法の特例も対象区域が絞られ、温対法の趣旨に沿っていないのではないか。上記特例を享受できるよう基準を設定いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
①「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」との記載ですが、一般市民から見たときに「事業を禁止すべき区域」と読まれる可能性があります。 従って、「促進区域から除外する区域」（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第五条の二の一項対応）と共に「充分な調査・検討を行い、区域の指定の目的の達成に支障を及ぼす恐れが無いと認められることを条件とする区域」（施行規則第五条の二の二項対応）に分けて表などを記載していただきたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
②上記の例－１として、国土面積の1/3を占める保安林に関しては、除外すべき区域が「保安林第1級地」（保安林解除が行われない）、要検討区域が「保安林第2級地」（保安林解除は詳細検討後）となります。 ③上記の例－２として、農地に関しては、除外すべき区域が「第1種農地」（農地転用許可が行われない）、要検討区域が「第2種農地と第3種農地」（農地転用許可は詳細検討後）となります。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
【６基準の見直し】について ①再生可能エネルギー事業による鳥類への影響に関わる科学的なデータは現在でも継続的に蓄積されている段階にあり、北海道では常に新たな知見が発見されていることからも、毎年の基準の見直しが必要です。 そのため北海道環境審議会における毎年の実施状況の評価や見直しが確実に実施されることを記載すべきです。	本基準は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、本基準については、審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしております。 D
【太陽光発電施設に関する基準】について 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域について 国指定鳥獣保護区、道指定鳥獣保護区、生息地等保護区、ラムサール条約湿地には、500m程度の緩衝区域（バッファーゾーン）を設けて、それを促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に指定すべきです。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方
【太陽光発電施設に関する基準】について 考慮対象事項について 水資源保全区域、土砂災害危険個所、山地災害危険個所、河川保全区域、離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区、離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区、緑の回廊、保護水面、重要湿地、KBA、特定植物群落、植生自然度8・9の区域は促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に指定すべきです。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
【風力発電施設に関する基準】について 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域について 国指定鳥獣保護区、道指定鳥獣保護区、生息地等保護区、ラムサール条約湿地には、500m程度の緩衝区域（バッファーゾーン）を設けて、それを促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に指定すべきです。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
【風力発電施設に関する基準】について 考慮対象事項について 離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区、離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区、緑の回廊、保護水面、重要湿地、KBA、特定植物群落、植生自然度8・9の区域は促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に指定すべきです。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
影響の重大性が指摘されながらも、個別事業に対し環境影響評価法では明確な指針のない累積的環境影響評価について、促進区域事業では都道府県による累積的環境影響評価に対する積極的な関与が期待されていることからも、本基準には市町村が現実的に取り組むことを可能にする指針を北海道として作り始めることを明記すべきです。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
別表について、北海道で風力発電施設等の建設による影響が生じやすい希少種の保全に向け、事業地からの離隔距離等を具体的に示した別表は、市町村が希少種への悪影響をできる限り回避した立地選択をするために有用な資料となっています。 一方で、指針策定の難しい種が抜けている点や、別表で示されている種に関する指針も調査研究の進展に応じて更新される必要があることから、毎年、内容の更新を審議会等で検討すべきです。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 太陽光以外の再エネ発電施設に関する基準においては保安林及び地域森林計画対象森林について、促進区域から除外せずに考慮対象事項とすべきと考える。なお、太陽光発電施設については、風力発電施設に比べて発電量は小さいが利用面積が大きくなるので、素案どおりで良いと考えている。 ［理由］ 保安林は森林法で既に強く規制されており、同法に基づく保安林の指定の解除の規定があり、地域森林計画対象森林についても、森林法において開発行為の許可申請等について定めていることから、当該箇所で陸上風力発電施設の脱炭素化促進事業を進めることができるのか否かは、森林法に基づく手続の中で判断されるべきと考えられる。 なお、当町では昨年の１１月に施行した地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）で設定している地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定しているが、保安林と地域森林計画対象森林を一律で除外区域と設定された場合、町で設定した陸上風力発電事業に係る促進区域の約８割が減少し、町の地域脱炭素化促進事業の目標達成が困難になる。また、北海道全体で考えた場合では、この項目を一律で除外した場合約７割の面積が除外区域となるため、国や道の再エネ導入の政策に大きな影響があると考えられる。特に陸上風力発電事業は基本的には住宅等から離れた場所でないと実施できず、実質北海道では促進区域で行う陸上風力発電の促進事業は実施できないと考えられ、地域の経済活性化等の地方創生にはつながらない従前の再エネ事業が実施されることとなる。それに加え、除外区域と公表された場合、地域住民からは当該区域での再エネ開発に反対のイメージを持ち、従前の再エネ事業の妨げにもつながると考えられ、北海道全体で大きな影響がある項目については、一律で除外区域とするのではなく、考慮対象事項とし、特に環境保全が必要な区域については各種規制等で管理し、適切な場所で地域課題解決に資する再エネ事業を進められるようにするべきだ。なお、太陽光発電事業については、比較的住宅等に近いエリアでも実施できるほか、陸上風力発電事業に比べて必要面積が大きいが発電量が小さいものであるので、素案どおり除外区域に設定しても問題ないと考えている。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。また、地域住民に誤解をあたえないよう、市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。 ［理由］ 植生自然度は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されるもので自然度が高いほど重要であることは認識するが、整備時期によっては指定範囲と実態の乖離が生じる事例があるとも認識している。そのため、促進事業の実施の可否は、促進区域から一律で除外するのではなく、該当する可能性のある範囲での事業計画については、事業者が事業計画の中で直近の空中写真などを用いて実態を調査整理し、地域の住民等が参加する協議会等で事業者と協議し判断を行うべきと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。 ［理由］ 国立公園の普通地域については、すでに国立公園普通地域内における措置命令等における処分基準により、風力発電施設や太陽光発電施設の新築等についての基準が定めており、当該区域で地域脱炭素化促進事業が実施できるかについては、当該基準により判断するべきと考える。また、前項で記載したとおり、植生自然度については、指定範囲と実態との乖離が生じている可能性があるため、実態調査を行い個々で判断するべきと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。 ［理由］ 北海道自然公園の普通地域については、北海道立自然公園条例により、届出制となっているほか、その道立自然公園の風景を保護するために、開発行為等を禁止や制限できることとなっていることから、北海道立自然公園の普通地域については、促進区域からの除外とはせず、届出の手続の中で規制等を行われるべきと考える。また、植生自然度１０の項目で記載のとおり、植生自然度については、指定範囲と実態との乖離が生じている可能性があり、実態調査を行い個々で判断するべきと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。 ［理由］ 農用地区域内農地については、再生可能エネルギー施設等で活用する際は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許可申請の制度が既に設定されているため、促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。また、当町では町の協議会内の意見を反映し農用地を太陽光発電の促進区域とはしていないが、農林水産省では、営農型太陽光発電の取り組みを推進し、農業者の経営改善や荒廃農地の有効活用により脱炭素に取り組んでいるため、農用地区域内農地を促進区域から除外するのではなく、市町村で判断できるように設定するべきだと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。 ［理由］ 甲種農地については、町内に該当があるわけではないが、農用地区域内農地と同様に、再生可能エネルギー施設等で活用する際には、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許可申請の制度が既に設定されているため、当初から促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。また、農林水産省では、営農型太陽光発電の取り組みを推進し、農業者の経営改善や荒廃農地の有効活用により脱酸素に取り組んでいるため、甲種農地を促進区域から除外するという設定は国の方針にも反する内容になると考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A
［意見］ 促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。 ［理由］ 海岸保全区域については、再生可能エネルギー施設等で活用する際の許可申請の制度が既に設定されているため、促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、海岸保全区域については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 　従前の条例や規制において、区域の使用が許可制や手続で利用可能となる部分については基本的には除外区域とはせず、考慮対象事項にとどめるべきと考える。 ［理由］ 　上記の記載と重複する部分もあるが、今回の除外区域でできなくなるのは、あくまで促進事業であり、再エネ事業そのものが実施できなくなるものではないということは重々承知しているが、特に道内の約７割程度になる保安林等が除外区域と設定されることは、地域目線では、事業者と協議会で地域課題解決のための取組を行うことができる仕組みが活用できなくなるだけでなく、地域外に再エネエネルギーと利益が流出する、従来の再エネ事業が引き続き実施されるだけではないかと考える。また、北海道により除外区域として公表するということは、そこで再エネ事業が実施できるとしても、その区域周辺の地域住民が元々再エネ反対派ではない方々であっても反対の意見を持つきっかけとなり、通常の再エネ事業の妨げにつながることで、国の方針や道のゼロカーボン北海道の実現に逆行するのではと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。また、地域住民に誤解をあたえないよう、市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
地域脱炭素の推進と、災害の防止や動植物の保護、自然や景観の保全などとの合理的な調和という観点から、市町村において「北海道が地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第６項及び第７項の規定に基づいて定める区域を除く部分に促進区域を設定する」などのように定めた後、国・北海道の施策や社会・経済の状況の変化などに応じ、保安林の指定を解除するなどのような弾力的運用に関し、北海道地球温暖化防止対策条例やゼロカーボン北海道推進計画などにおいて定めるなど、ご配慮いただきたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を設定する場合は、地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項に基づくものとされています。 D
促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(すべての施設対象) 「（1）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下，除外区）」を地域の特性をふまえて適切に定めることは，地域における再生エネルギーの導入と自然環境保全とのトレードオフに対する判断や両者のゾーニングを進めるうえで重要である。 　「道基準案」において選定された除外区は，北海道の自然環境の保全上，特に重要な区域と考えるが，北海道では希少種の生息地や貴重な生態系を有するエリアなど，保全されることが望ましい立地での再エネ導入が後を絶たない。日本生態学会北海道地区会では，そのような再エネ導入計画に対して，度々意見書・要望書を提出してきた。このような現状もふまえ，今回の道基準案において「（2）促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項」に掲げられた事項のうち，北海道特有の生物種や生態系の保全上重要と考えられ「除外区」とすべき場所がないか，さらに検討して頂きたい。 　たとえば、生息地保護区等以外の国内希少野生動植物種の生息・生育地や，国立公園・国定公園・道立自然公園外の植生自然度8，9の区域のうち，炭素吸収源としての機能や自然共生サイトとしての潜在性が高い区域、あるいは北海道森林機能評価の高い森林などが、さらなる除外区候補地として考えられる。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方
（2）促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）（すべての施設対象） 適正な配慮のための考え方 「学会再エネガイドライン」では，既に複数の施設が集中している風力発電事業においては既設の施設も含めた累積的影響の評価が必須であり（ｐ22），太陽光発電事業では，複数事業による直接的および間接的な影響が考慮される必要があること（ｐ29）が述べられている。 「道基準案」では、すべての事業種に対し一律に、動物・植物・生態系への影響の適正な配慮のための考え方に「累積的影響に考慮した上で，対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し」と記載されているにとどまり，市町村による「累積的影響への考慮」に実効性をもたせるために十分な指針であるとはいい難い。 より新しい知見や評価手法に関する情報収集に努め，市町村が累積的影響について正しく理解し，適切な影響評価に現実的に取り組むことが出来るような指針の策定をお願いしたい。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
第3章 留意事項 4項目目 影響予測に不確実性のある項目において，事業開始後にモニタリング調査（事後調査）を行い，予測の適切性を検証することや，調査の結果，悪影響が認められた場合の対策を講じることは，促進区事業における環境保全を確実なものにするために重要である。 「道基準案」では，「再生可能エネルギー施設の稼働開始以降…「順応的管理」を検討すること」と記載されているが，適切な事後評価のためには，たとえばＢＡＣＩ（before-after-control-impactassessment，事前・事後の実施区および対象区での調査）のように，規格化されたデザインに基づく調査の実施が必要な項目もある。 また，「学会再エネガイドライン」では，風力発電施設におけるバードストライク発生状況の評価では，死骸の見落としや動物による持ち去りを考慮した死骸数の補正が必要とされている。 これらの評価手法の例から、市町村が独自に事後評価を実現するためのハードルは低くないと考えられる。 不確実性を伴う影響予測項目では計画段階から専門家の助言を受けるべきことを追加するほか，市町村による適切な事後評価と順応的管理などの対応の実効性を高められる指針となるよう，さらに検討を加えていただきたい。	市町村の求めに応じて、水質や生態系などの環境影響評価項目に関する専門家を紹介する窓口など取組の支援を検討してまいります。 B
別表：北海道における再生可能エネルギー促進区域の設定において，とくに考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方 「学会再エネガイドライン」では，たとえば風車建設にあたり最も効果的な環境影響緩和策は、事業計画の立案段階において環境負荷が大きいと思われるエリアへの導入を極力回避することであるとされ，その手法のひとつとしてセンシティビティマップ（脆弱性マップ）の活用が揚げられている（p22）。 別表では，過去の事例から風力事業の影響を受けやすい大型猛禽類を中心に，生息地から離隔すべき距離等，センシティビティマップよりも詳細なスケールによる定量的な立地選定基準も含めてまとめられており，促進区における希少生物種等の保全を確実なものとするために重要な指針と考える。 一方，別表では，同様に悪影響が懸念され，かつセンシティビティマップが既に作成されている分類群への指針が欠如している。 たとえば，オオヒシクイの越冬地と渡りルート上における陸上風力発電センシティビティマップ（関島ほか2021）や，ハクチョウ類やガン類の飛行高度区分別の渡り経路のマップ（Kamataetal.2023）が作成されている。 これらの論文の責任著者に問い合わせるなどして得た情報をもとに，別表への指針の追加を検討して頂きたい。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
別表の掲載種は、イトウを除き鳥類に偏っている。 再エネ事業の種別により環境影響は様々であり，必ずしも鳥類だけが影響を受けやすいわけではない。 たとえば風力発電事業で主要な論点となっているのは、鳥類のほかコウモリ類への影響がある。 別表については、とくに配慮を要する未記載の動植物種に対する指針の追加や，より新しい知見を取り入れた指針の更新など，必要に応じた改定を継続的にお願いしたい。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D
素案では、風力発電施設に関する基準の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域として、森林法に基づく保安林や地域森林計画対象森林の区域が設定されていますが、これまで本町で行われてきた風力発電事業の実施区域の大部分は、地域森林計画対象森林となっております。 一次産業である、森林・林業振興のための地域森林計画であり、森林の持つ土砂流出抑止や炭素固定などの各種役割は需要であり、保全していくことについては重要であると考えておりますが、一方で自然エネルギーを活用した脱炭素の取り組みも重要であると考えております。 それを踏まえたうえで、地域森林計画対象森林区域を促進区域に設定することができない場合、自然エネルギー活用へ著しい影響が及ぶことが考えられます。 以上のことから、一律に促進区域から除外するのではなく、森林保全と再エネ利用促進の両方が共存する形で進められるよう、北海道と風車設置自治体が協議を行いながら、柔軟に促進区域の設定ができるようにすべきと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域森林計画対象森林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
「１太陽光発電施設に関する基準（１）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」及び、「２　風力発電施設に関する基準（１）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」における、 ・土地の安定性への影響：保安林、地域森林計画対象林 ・その他北海道が必要と判断するもの：市街化調整区域 について、町域での促進区域設定に大きく支障を及ぼし、再生可能エネルギーの導入促進が困難となるため、上記条件の緩和をお願いします。	保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。また、市街化調整区域については、市町村が条例その他規定等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は、地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る旨を追記します。 A
１農用地区区域内農地（農振農用地）が促進区域に含めることが適切でないと認められる区域となるが、促進区域以外での農地利用型再生可能エネルギーや牧草地利用型再生可能エネルギーの導入について地域住民の理解を得ることがより困難となることも懸念されるため、促進区域の設定にあたっては、より慎重に検討をしていただきたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
北海道の基準案では、「保安林、地域森林計画の対象森林（5条森林）、植生自然度10、自然公園普通地域内の植生自然度8,9,10、農用地区域内農地」はすべて促進区域に含めることが適切でないという案になっているが、促進区域以外での陸上風力開発について地域住民の理解を得ることがより困難となることも懸念されるため、促進区域の設定にあたっては、より慎重に検討をしていただきたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
促進区域以外での開発の進め方についても詳細に言及していただきたい。	促進区域以外での開発方法については、本基準で定めるものではございませんので、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
地球温暖化対策の推進に関する法律の第二十二条の二の条文からすると森林法、河川法農地法、自然公園法、にかかる部分について地域脱炭素化促進事業計画の認定の際に予め協議し同意を得ていれば認定を受けられる主旨の記載があるのにも関わらず、14ページの促進区域に含めることが適切でないと認められる区域として上記法律に基づくも区域が含まれているのは本来の促進事業認定の趣旨にそぐわないと思われるがどう考えているのか？（促進事業の認定と促進区域の設定の違いがあることは理解している）	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域や考慮対象事項は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
14ページに記載ある「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に保安林が該当しているが、市町村が保安林を除いた区域を設定したとしても、その他観点から上記を含めた箇所が適地であれば当然、許認可等を得て事業を進めること自体は問題なしといった認識で良いか？	地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 E
14ページに記載ある「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に保安林予定森林が該当しているが、市町村が保安林予定森林を除いた区域を設定したとしても、その他観点から上記を含めた箇所が適地であれば当然、許認可等を得て事業を進めること自体は問題なしといった認識で良いか？	地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 E
14ページに記載ある「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に地域森林計画対象林が該当しているが、市町村が地域森林計画対象森林を除いた区域を設定したとしても、その他観点から上記を含めて箇所が適地であれば当然、許認可等を得て事業を進めること自体は問題なしといった認識で良いか？	地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 E
14ページに記載ある「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に農用地区域内農地が該当しているが、市町村が農用地区域内農地を除いた区域を設定したとしても、その他観点から上記を含めた箇所が適地であれば当然、許認可等を得て事業を進めること自体は問題なしといった認識で良いか？	促進区域の設定の有無によらず、農用地区域内農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められています。なお、農用地区域内農地は農振法の規定により農用地区域から除外することが可能となる場合がありますので、再エネ施設の設置にあたっては農地法・農振法を踏まえた計画が必要です。 E
14ページに記載ある「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に甲種農地が該当しているが、市町村が甲種農地を除いた区域を設定したとしても、その他観点から上記を含めた箇所が適地であれば当然、許認可等を得て事業を進めること自体は問題なしといった認識で良いか？	促進区域の設定の有無によらず、甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められています。 E
14ページに記載ある「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に植生自然度 10 の区域が該当しているが、市町村が植生自然度 10 の区域を除いた区域を設定したとしても、その他観点から上記を含めた箇所が適地であれば当然、許認可等を得て事業を進めること自体は問題なしといった認識で良いか？	地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 E
風力発電事業に関して、今回この素案を元に各市町村が促進区域を設定した場合、現状を考慮すると促進区域と設定される場所は既に事業が行われているような場所に限られてしまい、新規参入をより困難にしてしまうリスクがあると想定しているが、促進区域以外の区域であらゆる観点から事業者が適地であると判断できた場合には、当然事業を行うこと自体は促進区域外だからといった理由で否定されるものではないという認識でいいか？	地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 E

意見の概要	意見に対する道の考え方
仮に事業を進めている途中で、促進区域の設定が行われ、事業箇所が区域に設定されなかったとしても事業を中止しなければならないといった根拠には使われないといった認識でいいか？	地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 E
地域脱炭素化促進事業の認定の場合、環境アセスメント配慮書の省略や許認可関連のワンストップ化等の特例措置があるが、今回の促進区域に設定された箇所での事業であれば上記のような特例措置が適用されるのか？	温対法では、都道府県基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業については、環境影響評価法に基づく配慮書手続きを不要とされていることから、道基準に基づいて策定された促進区域内の認定事業においても同様に環境影響評価法に基づく配慮書手続きは不要とされます。また、ワンストップ化についても特例措置が適用されます。 E
区域の名称について。今回示された環境配慮基準において「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」として多種多様な区域が挙げられていますが、このような大雑把な指定方法とその名称は市町村や地域にお住いの皆様に誤解を生む可能性があり、再生可能エネルギーの適切な開発を阻害する恐れがあります。 これらの地域が促進区域に含まれないことのみが示されていることは、文書をしっかりと読めば分かることではありますが、ネガティブな名称は名称だけが独り歩きしたり、関係者に対して心理的な障壁を生む可能性があります。 施行規則に由来する語と存じますので、変更は難しいかもしれませんが、変更をご検討いただくのがよいと考えます。 本文中に「これらの区域での開発を妨げるものではない」といったような記載を加えていただくのもよいかもしれません。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
選定された区域について。表１，３，５，７，…に示された区域のすべてが促進地域として適切でないというのは過剰であると考えています。 再生可能エネルギー開発は、自然の恵みを借りてさらに大きな恵み（地球温暖化対策）をもたらすものと認識しています。 開発は二つの恵みを比較しながら進めるべきであり、表に示された区域であっても、状況によっては開発が推進されるべき場合もあると考えております。 例えば、当社が関与する地熱発電の案件では、道立自然公園内であっても、行政、地域の皆様の応援を受けながら進めている事例があります。 また、表に示された区域には、その土地に存在する自然そのものを守るものだけでなく、自然のもたらす機能を守るものが含まれています。 例えば、当社では保安林での開発について経験がありますが、保安林の種類によっては代替地の設定などで森林の機能面への配慮が十分可能であると認識しています。 これらの理由から、表に示された区域リストの再考をお願い申し上げます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
表3等の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に保安林が挙げられていますが、再生可能エネルギーに関する昨今の国の方針として、保安林内での風力発電への開発に対し、林野庁は条件付きで許容しております。 また、環境省は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」にて、「促進区域設定に含めない区域」ではなく、「促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項」と整理しています。 ついては、陸上風力発電における保安林については表4等の「市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等」に移動した上で、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に位置付けるのではなく、保安林の種別に応じた基準とし、また「適切な代替施設を設ける」、「改変面積を最小限に抑える」等の内容としていただきたいと存じます。 具体的には、「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）［令和3年9月林野庁治山課］」に基づくと、第１級地の保安林は原則解除不可である一方、第２級地の保安林は「指定解除」の要件等を満たすことで、風力発電を目的とした保安林解除が可能であることが記されています。 よって、第１級地の保安林は別表3とし、第２級地の保安林は別表4に移動することを希望します。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
表3等の「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に植生自然度10が挙げられています。 しかし、植生自然度について、特に道北では、環境影響評価を拝見するとその評価と現況に乖離が生じていることもあるかと存じます。 ついては、植生自然度10については、表4「市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等」に移動したうえで、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に位置付けるのではなく、「現地調査の結果、希少な生態系が確認された場合」に回避する等の内容に留めていただきたいと存じます。 表4等の「騒音による生活環境への影響」に関する記載について、当該部記載の主旨としては、保全対象施設及び住宅における風力発電設備からの騒音レベルを予測した上で、環境省の指針に照らして影響が懸念される場合については、一定程度の離隔確保を求めるものであると拝見致しました。 しかし、「事業実施場所から保全対象施設までの距離を1㎞以上確保する」について、「事業実施場所」の定義が不明瞭であるため、「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(2017年7月14日_再生可能エネルギー推進室)を踏襲し風力機関と定めていただくことを希望します。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
表3等の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に農用地区域内農地及び甲種農地が挙げられています。 しかし、農山漁村再エネ法の趣旨として「農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する」とされており、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に位置付けるのではなく、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネの導入の実現可能を考慮した基準に変更いただきたく存じます。加えて、現況農地でない懸念も残るため現況に即した基準とすることも考慮いただきたく存じます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
表3等の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に地域森林計画対象林が挙げられています。 しかし、林地開発許可制度が策定されており、基準を満たすことでその開発が認められていることから、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に位置付けるのではなく林地開発許可基準に準じた基準に変更いただきたく存じます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域森林計画対象森林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
表4等の「騒音による生活環境への影響」に関する記載について、当該部記載の主旨としては、保全対象施設及び住宅における風力発電設備からの騒音レベルを予測した上で、環境省の指針に照らして影響が懸念される場合については、一定程度の離隔確保を求めるものであると拝見致しました。 しかし、「事業実施場所から保全対象施設までの距離を1㎞以上確保する」について、「事業実施場所」の定義が不明瞭であるため、「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(2017年7月14日_再生可能エネルギー推進室)を踏襲し風力機関と定めていただくことを希望します。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
表5の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に砂防指定地が挙げられていますが、国土交通省が発行している既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドラインの趣旨も踏まえると、砂防施設を活用した小水力発電事例もあり、砂防指定地が一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に位置付けられるものではないと考えます。 従って、各種許可制度に即した基準に変更いただきたく存じます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
促進区域に含めることが適切でないと認められる区域はあくまで“促進“する場所ではないが、一概に開発を制限するものではなく、個別事情に応じて管轄部署と協議を行うことというような趣旨の文章をP.3の5の末尾に追加いただきたく存じます。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
オジロワシ営巣地における「生息地周辺における配慮への考え方」にて、「営巣地(営巣木/代替営巣木)から3㎞以内にあるエリアは、原則として区域から除外する」と記載ございますが、環境省.2022.海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）によると、巣中心域内は巣を中心に半径１km、高利用域内は巣を中心に半径２kmを目安にしております。 ついては、半径1㎞を原則区域から除外、2㎞以内はその衝突確立を解析し、有識者の意見を踏まえ慎重に検討するエリアとすることを希望いたします。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
表5の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に保安林が挙げられていますが、下記に示す事例のように保安林内での小水力の事例もございますので、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に位置付けるのではなく各種許可制度に即した基準に変更いただきたく存じます。 ・既設治山ダムを活用した小水力発電の事例及び留意点 また保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定についてに保安林解除における公益上の理由に該当する事業として水力発電所が挙げられています。 保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について（p.3）に「（2）「公益上の理由」による解除」の「イ国等以外の者が実施する事業のうち、別表2に掲げる事業に該当するもの」とあり、別表2の17では「発電用施設周辺地域整備法第2条に規定する発電用施設に関する事業」となっております。 発電用施設周辺地域整備法第2条では「～水力発電施設～で、～政令で定める規模以上のもの」とあり、発電用施設周辺地域整備法施行令の第2条で「発電用施設周辺地域整備法第2条で定める規模は水力に関しては1,000kW以上」という旨の記載があるため、各種許可制度に即した基準を満たす前提で促進地域に該当する可能性もあると考えます。 保安林と同様にして、地域森林計画対象森林も一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に位置付けるのではなく各種許可制度に即した基準に変更いただきたく存じます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
促進地域の設定に当たって水温による影響に配慮する内容になっていますが、下記環境省の資料にあるように一般的には水力発電所と水温に対して直接的な影響はなく、水温による影響はその他の環境条件から複合的に発生するものと認識しているため、水温による影響は配慮する内容から除外していただくことを希望します。 ・対象水域本川における発電ダム等の水量及び水温の状況について（環境省） なお、環境影響評価法が対象外である発電所において、下記正常流量調査の手引きをもとに環境配慮事項の項目を検討しますが、水温による影響については記載されておりません。 ・正常流量調査の手引き（国土交通省）	水温による影響については、地球温暖化推進法施行規則第5条の五第三項イ（5）の規定に基づき、定めることとされております。 D
温対法第22条の5～第22条の11の規定により、地域脱炭素化促進事業の認定を受けると、関係許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略も可能といった特例を受けることができる。 今回の案で「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を促進区域から除外した場合、現在計画中の陸上風力案件のほぼすべて（配慮書＋方法書33件のうち全件該当。規制対象エリアは面積ベースで8割強）が規制対象となり影響は甚大であり、また既に稼働中の風力発電所の再開発においても影響は大きい（既設の風力発電設備の場合少なくとも5割以上が該当）。事業者及び自治体にとって本促進事業計画を推進する目的と合致しなくなるのではないか。上記特例を享受できるよう基準を設定いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
表3内のような区域は日本においては風力資源の豊富な場所が多く含まれ、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に指定してしまうと、「風力発電を行うことが適当ではない区域」という誤った理解が独り歩きすることとなる。その結果、計画に対してマイナス面ばかりをいたずらに強調する反対運動の道具になってしまう。山間部の林地帯においては、昨今の線状降水帯等の豪雨によって崩壊する斜面が増える中、国全体で2700本にもなる風力発電所が運転している区域ではそのような事象は報告されていない。 これは、道を造り日々巡視し必要に応じて予兆をとらえる環境や、風力事業者や当該山林において施業をおこなう事業者が山を管理する環境が整っていることに起因すると思われる。そういった状況を阻害する書きぶりになってしまうことによって、むしろ災害が起こりやすい状況に導いてしまう可能性が高まる。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を記載するのではなく、「促進地域に含めることが適切な区域」のみを列挙していただきたい。	「促進地域に含めることが適切な区域」のみとするご意見ですが、法令で都道府県は「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を定めるよう規定されていることから、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D
保安林内のおける再エネ施設の設置当たっては、森林法で既に規制され、マニュアル等が整備されており厳格にルール化がなされており、当該箇所で陸上風力発電施設の脱炭素化促進事業を進めることができるのか否かは、同法に規定される保安林指定解除や、開発許可申請等規定に基づく手続の中で国（林野庁）または貴林務部局により判断されるべき。 また保全すべき保護林や上記の項目にも記載している保安林・地域計画対象民有林などを促進地域から除外した場合、北海道の約6割以上の面積を占めるほぼ全ての森林で促進事業が実施できなくなり、現在、陸上風力発電施設の計画の多くは森林内での計画となっており、特に住居、学校、病院等への配慮が必要なため、市街地等への設置も難しいことから、これらの要因を合わせるとゼロカーボン北海道の達成にも大きく影響が出る。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
植生自然度は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されるもので、自然度が高いほど重要であることは認識するが、整備時期によっては指定範囲と実態の乖離が生じている。そのため促進事業の実施可否については、促進区域から一律で除外するのではなく、該当する可能性のある範囲での事業計画については、事業者が事業計画の中で直近の実態を調査整理し、地域住民等が参加する協議会等で事業者と協議し判断を行うべき。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
国立・国定・道立自然公園普通地域＆植生自然度８・９、農振農用地・甲種農地、海岸保全区域について。上記同様に手続規制・基準が定められており、当該区域で地域脱炭素化促進事業が実施できるかについては、当該基準により規制当局が審査・判断するべき。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、地域脱炭素化促進事業については、市町村が、この基準に基づき、促進区域を設定し、認定するものです。 D
「促進区域に含めない区域」とは、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の表3-5に記載されている通り、「地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域」とされています。 このことから、本基準において定める「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」はネガティブゾーニング（脱炭素化促進施設の立地が実質不可能となること）を意味するものであり、各地域の実情を把握することなく「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に一律に定める場合は、環境の保全に係る適正な配慮を確保する観点から考えられる必要最低限の区域等を設定するべきと考えます。 また、各種区域を一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とするのであれば、あくまでも「促進区域」に含めないことに限定し、必要な許認可等を得た上であれば地域脱炭素化促進施設の立地が可能であることを明記すべきと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 D
２．風力発電施設に関する基準「表３ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 土砂災害警戒区域（特別警戒区域を除く） ［意見］ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）については開発行為の制限はなく、危険の周知、警戒避難体制の整備を行うものと理解しております（土砂災害防止法第8条）。 そのため、土砂災害警戒区域（特別警戒区域を除く）については土砂災害危険箇所等の「土地の安定性への影響」と同様に考慮対象区域・事項とすることが妥当と考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
2．風力発電施設に関する基準「表３ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 保安林、保安林予定森林 ［意見］ 保安林については作業許可及び指定解除の手続きが定められており（森林法（政令及び施行規則を含む。）、保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）（令和5年10月改訂林野庁治山課））、要件を充足し申請が受理された場合は保安林内での事業が可能と理解しております。また、特に線的に設置される風力発電所においては、そのアクセス路を林道として利用することにより保安林をはじめとする森林の施業が容易となり、保安林の機能の強化・維持に資する面もあると考えます。 このことから、地域の実情や事業の特性などを考慮せず、保安林を一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とすることが妥当と考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
2．風力発電施設に関する基準「表３ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 地域森林計画対象森林 ［意見］ 地域森林計画対象森林においては林地開発許可制度が定められており（森林法（政令及び施行規則を含む。）、北海道林地開発許可制度の手引き（令和6年3月改訂北海道水産林務部林務局治山課））、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件を満たすと認められ、防災施設の設置等の措置を講ずる事業については開発行為の許可を得られるものと理解しております。 このことを踏まえると、地域森林計画対象森林を一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とすることが妥当と考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域森林計画対象森林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
2．風力発電施設に関する基準「表３ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 鳥獣保護区 ［意見］ 鳥獣保護区は特別保護地区及び特別保護指定区域を除き開発に関する規制がないものと理解しております（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条及び第29条）。 鳥獣保護区における開発行為による影響については、その環境に係る情報を詳細に調査し、事業特性を踏まえて予測・評価を行うことにより、適切な環境保全措置（回避を含む）を行うことにより、低減や回避が可能であることから、そのような詳細な調査、影響予測、評価を行うことなく一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではないと考えます。 また、特別保護地区についても、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為については環境大臣または都道府県知事の許可を受けて行うことが可能と理解しております（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条）。 このことから、特別保護地区についても一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とすることが妥当と考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
2．風力発電施設に関する基準「表３ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 植生自然度10の区域 ［意見］ 植生自然度は第1回から第5回自然環境保全基礎調査において考案され、空中写真・衛星写真の判読結果と現地調査結果により植生図を作成し、それを基に各群落を各植生自然度に当てはめたものと理解しております。 この調査は比較的長期間に渡り全国を対象に調査が進められていますが、地域によっては情報が古く、現状とは異なる植生となっている恐れがあることや、植生自然度10のうちツルヨシ群落やオギ群集など河川整備の進んだ人工的な環境に成立したものも植生自然度10に分類されている例が見られます。 このことから、植生自然度10を一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とすることが妥当であると考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
2．風力発電施設に関する基準「表３ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域 ○ 北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域 ［意見］ 前項に記載した通り、植生自然度については現状と異なることも考えられることから、普通地域で植生自然度8・9・10の地域を一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とすることが妥当であると考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
2．風力発電施設に関する基準「表３ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 農用地区域内農地 ［意見］ ・農用地区域内農地については、その目的等への支障を及ぼすおそれがないことなどの要件を全て満たす場合に農振除外が可能であると理解しており（農業振興地域の整備に関する法律第13条）、農振除外を経たうえであれば農地法に基づく所定の手続を行うことで農地転用も可能であると理解しております。そのため、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項として、要件を満たす場合などの条件付きでの開発を位置付けるなどの対応が妥当であると考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A
4．地熱発電施設に関する基準「表７ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 温泉（準）保護地域 ［意見］ 地熱流体の採取による温泉帯水層への影響については、地熱貯留層と温泉帯水層の3次元的な距離や既存温泉の生成機構、地質構造等を基に、地熱系構造モデルなどによるシミュレーション結果や、温泉モニタリング、噴出試験やトレーサー試験結果を踏まえ総合的に判断するものであると理解しています（温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（令和5年3月改訂）。 温泉への影響はこのように各種データを取りそろえて科学的根拠に基づき判断されるものであり、温泉（準）保護地域などにより一律に規制されるべきものではないと考えられることから、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項として各地域の詳細なデータに基づいて判断することが妥当であると考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
4．地熱発電施設に関する基準「表7 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 国立公園及び国定公園の特別地域 ○ 北海道立自然公園の特別地域 ［意見］ 国立公園及び国定公園内における地熱開発の実施については、「地域と共生した地熱開発の取組を積極的に進める」と国により謳われ、特別保護地区、及び第1種特別地域を除き、普通地域で認められており、優良事例にあっては第2種特別地域若しくは第3種特別地域においても認められていると理解しております。加えて第1種特別地域に対しても、普通地域、第2種特別地域、又は第3種特別地域からの傾斜掘削が一定の条件を満たす場合に認められていると理解しており、法における促進区域設定に関する環境省令においても、傾斜掘削に関すると解することのできる記載をいただいています（国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて令和3年9月30日環自国発第2109301号、及び、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第五条第2号第1号ロ）。 また、道立自然公園においても、第1種特別地域への傾斜掘削及び第2種特別地域、第3種特別地域への設置については優良事例形成を条件に、普通地域については個別判断により認められるものと理解しております（道立自然公園内における地熱開発の取扱いについて平成27年10月16日生物第944号）。このことから、特別地域を一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項として一定の条件により地熱発電所の設置及び傾斜掘削が可能であることを明記するなどの扱いが妥当であると考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
4．地熱発電施設に関する基準「表7 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」 ○ 土砂災害警戒区域、保安林、保安林予定森林、地域森林計画対象森林、鳥獣保護区、植生自然度10の区域、国立公園・国定公園、北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域 ［意見］ 「2．風力発電施設に関する基準」に対する意見と同様の理由で、一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とするなど、地域の詳細な情報などに基づき必要な措置を検討・実施することが妥当であると考えます。保安林においては風力・地熱発電などの再生可能エネルギーを「主力電源化」するため、保安林解除や国有林野の貸付けなどに関する手続きを簡素化するべく、政府の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」で検討され、林野庁がマニュアルをつくり、作業許可及び指定解除の手続きが定められており（森林法（政令及び施行規則を含む。）、保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）（令和5年10月改訂林野庁治山課））、要件を満たし、申請が受理された場合は保安林内での事業が可能と理解しております。このことから、地域の実情や事業の特性などを考慮せず、保安林を一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは適切ではなく、考慮対象区域・事項とすることが妥当と考えます。鳥獣保護区については、地上空間を広く利用する他の発電方式と比較して、地熱発電は地上部を限定的に活用する発電方式であるため特に影響は限定的と考えますので、促進区域からの一律除外は不適切と考えます。上述の通り、国立公園・国定公園、北海道立自然公園の普通地域に関しては、環境省及び北海道通知において、開発の取扱いについて記載があることから、植生自然度で一律除外は不適切であると考えます。また、地熱資源は国立公園・国定公園・都道府県自然公園の特別地域や山間部に資源が賦存している事例が極めて多く、そのような区域は保安林や地域森林計画対象山林であることがほとんどであることから、これらを一律に「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることは、道内において地熱発電に係る促進区域がほとんど存在しないことを意味し、さらには今後の地熱開発が極めて困難になるものと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。また、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
別表 対象種と生息地タイプ： ○ オジロワシ営巣地（多くは周年生息） ○ オジロワシ・オオワシ（非繁殖期） ［意見］ 「生息値周辺における配慮への考え方」において、「営巣地（営巣木/代替営巣木）から半径3km以内にあるエリアは，原則として区域から除外すること.」とあるが、海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）（以下、手引き）（P.70）においては、巣と風力発電機の離隔距離は最低1ｋm以上とし、フィンランド等の海外での取組を踏まえると2ｋm以上とすることが望ましい。とある。 本基準は実質的にネガティブゾーニングとしての意味合いが強いことを鑑みると、安全側を見越してより大きい離隔とするのではなく、最低限確保するべきものとして位置付けることが妥当と思われることから、手引きに従い1kmまたは2ｋmとすることが妥当と考えます。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D
表15において「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」として「保安林」があげられているが、地熱資源は北海道においても大きなポテンシャルを有するものの地域偏在性が大きく、大部分は山間部に賦存し、そのような場所の多くは「保安林」に指定されている。 地熱の地表調査、掘削調査は、「保安林」においても多くの場所で「保安林内作業許可」で実施されてきており、「保安林」を「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とすることで、多くの場所での地熱資源の開発、利用が停滞することが危惧されるため、「保安林」を「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」から除外すべきである。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」として「国立公園及び国定公園の特別地域」、「国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度８・９·10」が含まれているが、上記のように地熱資源の大部分が山間地に分布し、その多くが国立公園及び国定公園の上記エリアに賦存している。「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成27年10月2日環自国発第1510021号）及びその改正において、国立・国定公園の多くの場所で地熱資源の調査、開発が可能となったことから、「国立公園及び国定公園の特別地域」、「国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度８・９·10」を「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」から除外すべきである。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
［意見］ 再生可能エネルギーの活用にあたって、賦存量やポテンシャルにより立地位置の制約が想定されるため、保安林すべてが促進区域から除外することで、市町村が行うカーボンニュートラルに向けての施策の実施に関する目標の達成が困難となる可能性があり、また、地域内の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かしきれない可能性が生じることも想定されるため、保安林すべてという事ではなく、土地の安定性への影響が懸念される保安林の種類に限定されるべきです。 ［理由］ いずれの表についても、環境配慮事項の土地の安定性への影響に関しての区域指定とされているため、保安林の指定目的とすると、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林を想定しての区域の選定と思われるが、それ以外の保安林においては、地域との有用な活用事例等も全国的にある事から、保安林を促進区域から、除外するのではなく、森林法に定められた保安林指定解除等の手続きにおいて判断されるべきと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 　再生可能エネルギーの活用にあたって、賦存量やポテンシャルにより立地位置に制約があることが想定されるため、北海道内の平均で概ね70%の面積を占める森林を促進区域から除外することで、再生可能エネルギーの活用にあたっての大きな制約となることから、市町村における実行計画（区域施策編）の作成にあたって目標値の設定やポジティブゾーニングを行うにあたり大きな支障となることが懸念されることから、温対法の趣旨を鑑みて、北海道として促進区域に含めることが出来ないという事で示すのではなく、市町村内での協議による判断に委ねるべきです。 ［理由］ 　森林法における林地開発許可手続の厳格化が行われている中で、保全されるべき対象森林においては、森林法における手続きで判断されるべきです。 　また、特に陸上風力発電施設については、住居、学校及び病院などの環境の保全についての配慮が特に必要な施設等についての離隔距離が必要となるため、施設の設置にあたって大きな障害となることが懸念されます。 　さらに、既に地域と共生している再生可能エネルギーのリプレース等にあたっても障害となることも懸念されるため、実行計画策定主体となる市町村による判断に委ねるべきと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
［意見］ 　保安林予定地については、告示によるものであるため、どの時点で区域として明示できるのか等、不確定要素が高い状況にあり、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域として整理することは、市町村として判断がしづらい状況となることが懸念されることから、考慮対象事項に整理すべきです。 ［理由］ 　計画策定主体となる市町村が判断に迷う事項や毎年度追加がある事項等については、計画変更に係る事務の煩雑さの回避の視点から、促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域と整理すべきではないと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林予定森林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
［意見］ 　現在、太陽光発電においては、農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電や、農業設備への電力や熱供給等に再生可能エネルギーを活用する事例が増えており、カーボンニュートラルの実現に向けて地域が動き始めている中で、北海道が計画策定主体となる市町村ごとの考えを制限する促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に、農用地区域内農地を含めることは、まさに温対法の趣旨に反することであることから、計画主体となる市町村の考え方を尊重するためにも、考慮対象事項として整理すべきであります。 ［理由］ 　農用地区域内農地の活用にあたって、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許認可申請の制度が既に設定されており、農地転用許可や農振農用地の除外等の手続きの中で行われるべきであるため、市町村において判断が可能となるように設定すべきと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
［意見］ 北海道においては、この度、環境配慮基準を作成するにあたって、計画の策定はあくまでも市町村であるが、全道の市町村が計画策定にあたって、積極的に作成に向かえるように、協議会に参加するだけではなく、積極的な関与や支援ができる組織体制の構築を行った上で、規制を行うべきであると考えます。 また、支援にあたって、温対法の趣旨に基づき、環境影響評価項目に関する専門家だけではなく、再生可能エネルギーの活用や地域内での合意形成にあたっての専門家など、幅広く人材を用意し、市町村のニーズに応えるべき体制を構築していくべきです。 ［理由］ 温対法に基づく再生可能エネルギーの促進区域においては、地域共生型の再生可能エネルギーの導入がテーマで、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入が求められていることからも、環境に適正に配慮するという視点の固定ではなく、地域での合意形成が図られ、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を目指すためにも、幅広い人材により、市町村の支援を行う必要があると考えます。	「第3章 留意事項」に記載のとおり、市町村の求めに応じて市町村が組織する協議会への参加、市町村に環境影響評価項目に関する専門家を紹介する窓口など取組の支援を検討してまいります。 B
素案では、「風力発電施設に関する基準」の「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」として、「地域森林計画対象森林」が設定されているが、本町の総面積のうち森林面積は63.6%と高い割合を占めており、「地域森林計画対象森林」を促進区域から除外することにより、今後地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を決定する際、効果的な区域設定ができなくなる可能性がある。ゼロカーボン推進と環境保全との両立を図る観点から、北海道、森林所有者、風車立地自治体等関係者が協議を行い、柔軟に促進区域の設定することが可能となるようにすべきと考える。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域森林計画対象森林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
当該部分は、地熱発電施設において、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に関する一覧表であり、このなかに保安林が入っていることにつき、意見具申致します。 弊社は道内の保安林内で作業許可を頂いて地熱開発を行っております。水源のかん養等の保安林の役割や重要性については十分認識している次第です。 一方で、保安林の取扱いについて現行の森林法に準拠することを前提に、保安林が促進区域に指定されることで対象自治体の脱炭素化が促進されると考えます。 つきましては、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」から保安林を外すことをご検討いただけますと幸いです。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
各発電施設に関する基準は、環境の保全を目的とする法令等により指定された地域を「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に設定する案となっており、環境の保全の観点が強い印象を受けた。 基準の設定にあたっては、再エネの導入を促進する面を考慮いただき、各発電施設の特性に応じた基準の設定をご検討いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
国の基準から上乗せ・横出して設定が可能になったことから本素案を定めたという趣旨の記載があるが、基準の制定においては、地域特性や現地の利用状況を考慮して設定するのが望ましいと考える。 市町村の裁量で区域や基準を決めて運用できるよう、過剰な規制にならない基準の策定をご検討いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域や考慮対象事項は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
基準案の中で「促進区域に含めることが適切でない」とされている区域においても、現地の利用状況や取り組みによっては再エネの導入が可能な場合も考えられる。 北海道の基準案では、市町村の脱炭素目標の達成を阻害する可能性があるのではないか。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、　保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
北海道立総合研究機構では、北海道の抱える課題に対して、科学的知見に基づいた評価ならびに提言を行っています。今回示された環境配慮基準（素案）について、配慮内容に欠落があると考えられる事項について、以下に意見を述べます。 ---環境配慮基準（素案）より抜粋--- 項目：具体記載事項 「環境配慮事項」：植物の重要な種及び重要な群落への影響 「収集すべき情報」：・特定植物群落、・植生自然度8・9の区域、・巨樹・巨木林・レッドリスト掲載種、・指定希少野生動植物種 ------ 上記の抜粋内容のとおり、「環境配慮事項」として重要な植物種および群落への影響を配慮することが明記されているものの、その中身として記載された情報（「収集すべき情報」項目）のみからでは、重要な植物種・群落を網羅的に把握することが困難です。永年性の樹木においてはとくに、個体数が少ないなど脆弱で失われやすい種や群落は、生物学・生態学上の観点から保全の対策を図るべき重要な植物種・群落に位置づけられます。同様に、生物学的・景観的・文化的価値を有する群落・個体についても、保全の対策を図るべき重要な対象と考えます。前者については上記のうち「・レッドリスト掲載種、・指定希少野生動植物種」の記載項目にて情報収集が図られることと思われますが、後者については、上記に記載されている「巨樹・巨木林」に記載が限られています。一定の価値を有する群落・個体には、その他、種々の保護指定された植物個体や名木も該当しますが、明記がなされておらず、それらについて情報収集する必要性や、影響評価して適正に配慮する必要性も明記されていません。それゆえ、逆に、これらについては情報収集が不要で、配慮も不要、という誤ったメッセージになってしまいかねないと強く懸念します。「巨樹・巨木」への影響を配慮することに異論はありませんが、一定の価値を有する群落・個体への配慮についてもぜひ追記をお願いしたいです。具体的には、記念保護樹木や名木等の情報の記載追加について、真摯に検討していただけることを願っています。 参考文献 ・三浦伊八郎ら,1962,日本老樹名木天然記念物.大日本山林会,東京 ・今田秀樹,2018,北海道の巨樹・名木150選.北海道森と緑の会,札幌 ・今田秀樹,2021,北海道の記念保護樹木.北海道森と緑の会,札幌 参考URL ・国指定文化財等データベース（文化庁HP） ・記念保護樹木指定一覧（北海道HP）	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、“あくまで地域脱炭素促進事業に限定した考え方”であり、当該促進事業以外の事業・制度等（環境影響評価法・環境影響評価条例・森林法・河川法・農地法等の各種許認可手続きに係る協議、審査）において本基準が流用されることがないことを確認したい。	お見込みのとおりです。 E

意見の概要	意見に対する道の考え方
温対法第22条の５～第22条の11の規定により、地域脱炭素化促進事業の認定を受けると、関係許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった特例を受けることができる。 今回の案で「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を促進区域から除外した場合、現在計画中の陸上風力案件のほぼすべての案件（面積比80%超）が規制対象となり影響は甚大であり、また既に稼働中の風力発電所（少なくとも過半）の再開発においても影響は大きい。 上記特例を享受できるよう基準を設定いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
保安林内のおける再エネ施設の設置に当たっては、森林法で既に規制され、マニュアル等が整備されており厳格にルール化がなされており、当該箇所で陸上風力発電施設の脱炭素化促進事業を進めることができるのか否かは、同法に規定される保安林指定解除や、開発許可申請等規定に基づく手続の中で国（林野庁）または貴林務部局により判断されるべき。 また保全すべき保護林や上記の項目にも記載している保安林・地域計画対象民有林などを促進地域から除外した場合、北海道の約6割以上の面積を占める森林のほぼ全域で促進事業の認定を受けることができなくなる。 現在、陸上風力発電施設の計画の多くは森林内での計画となっており、特に住居、学校、病院等への配慮が必要なため、市街地等への設置も難しいことから、これらの要因を合わせるとゼロカーボン北海道の達成にも大きく影響が出る。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
植生自然度は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されるもので、自然度が高いほど重要であることは認識するが、整備時期によっては指定範囲と実態の乖離が生じている。 そのため促進事業の実施可否については、促進区域から一律で除外するのではなく、該当する可能性のある範囲での事業計画については、事業者が事業計画の中で直近の実態を調査整理し、地域住民等が参加する協議会等で事業者と協議し判断を行うべき。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
国立・国定・道立自然公園普通地域＆植生自然度８・９、農振農用地・甲種農地、海岸保全区域について。 上記同様に手続規制・基準が定められており、当該区域で地域脱炭素化促進事業が実施できるかについては、当該基準により規制当局が審査・判断するべき。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域や考慮対象事項は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。 D
個々の施設（太陽光発電施設、風力発電施設などの再生可能エネルギー発電施設や再生可能エネルギー熱供給施設）の記述がすべてほとんど同じであり、おかしい。 例えば、「保全対象施設」の「振動対策」ではすべて「事業実施場所から保全対象施設までの距離」をすべて「１km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること」となっているが、個々の施設ではそれぞれの特性があるので、それらに応じて記載すべきである。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
「環境配慮事項」がどの個々の施設でもほとんど同じ記述でおかしい。安易に作成しているように見える。 例えば、「風致地区」はすべてに必要か？上記と同じ理由でしょうか。 59ページの「7 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設に関する基準」の熱供給施設というのは規模から考えて市街地から遠くない施設と想像されるが、その「表13 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」や「表14 考慮対象事項」が他の山間や市街地から離れた施設と記述内容がほとんど同じというのは、なぜそうなのか理解できない。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方
国立公園・国定公園、道立自然公園などの保護区は全域を「除外区域」にすべきである。 その場合、不都合な事例が生じたときは、例外（特例）規定を設ければ良い。 環境省が提唱する「30by30」に、植生自然度に富む北海道が積極的に協力すべきである。 再生エネルギーの増強も重要であるが、国内それぞれの地域の植生自然度の違いも重視すべきである。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
特に風力発電事業は複数の市町村の跨っている場合が多いが、市町村ごとに促進区域を設定した場合、複数の市町村に跨がる事業をどのように考えるか、その扱いについての記述がないようである。	ご指摘の事項につきましては、「再生可能エネルギー設備の建設・運用等の事業は、複数の市町村に跨って行われる可能性があることから、近隣市町村と事前に協議を行うなど、十分に連携・相談すること。」と記載しております。 B
この「環境配慮基準」は現行の環境影響評価制度を変更するものであるので、道民に意見を十分に聴取する場を設定すべきである。	ご指摘の事項につきましては、本基準は現行の環境影響評価制度を変更する趣旨のものではありませんので、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D
3ページの「6　基準の見直し」に関して、2023年10月31日開催の「2023年度第3回北海道環境審議会」で配布された「資料4-1」の3ページには、見直しについて、「基準施行後の諸課題の発生、希少種の生息域マップの公表、累積的影響の評価手法などが示され、再検討の必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとします。」とあるが、この部分にはこの記述を是非とも入れる必要がある。 特に「累積的影響」の検討は極めて重要である。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
6ページの「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」で、区域名として、国立（国定）公園や道立自然公園などの普通地域で植生自然度８・９・１０の地域を挙げているが、上述のように国立（国定）公園や道立自然公園や自然景観保護地区は本来保存すべき自然として認めて指定しているのであるから、全域をカバーすべきである。 後のページの他の施設も同様である。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
7ページの「表２ 考慮対象事項」の「水の濁りによる影響」の「収集すべき情報」に、「希少魚類及び希少水生昆虫・両生類などが生息する河川や湖沼」を挙げるべきです。 イトウなどの生息河川を守る観点から。後のページの他の施設も同様である。	考慮対象事項の「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」において、収集すべき情報として、レッドリスト・指定希少野生動植物種を記載しており、また、適正な配慮のための考え方では「施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保存に必要な措置を講じること」と記載しております。 B
10ページの下段の「植生自然度８・９の区域」も上記の趣旨から、すべての植生自然度の区域にすべきである。後のページの他の施設も同様である。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
12ページの「環境配慮事項」にある「主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響」に加えて、「一般生活空間における日常の眺望景観への影響」を入れるべきである。 最近は、中型・小型の風力発電風車や小規模な太陽光発電パネルが一般生活空間に侵入してきている。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
16ページの「表４ 考慮対象事項」の「騒音による生活環境への影響」の「適正な配慮のための考え方」に「事業実施場所から保全対象施設までの距離を１km以上確保する又は、・・・」とあるが、現実には１kmという距離では不足である。 古い環境省基準には捉われず、道独自の基準を作るべきである。	「事業実施場所から保全対象地域までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること」と規定しており、１kmと定めているものではなく、その考慮については市町村において検討いただくものです。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
23ページの「3 中小発電施設に関する基準」にはダムについての基準がないが、どうしてか。	地域脱炭素化促進施設の対象となる水力発電は、法令で出力が30,000kW 未満のものとして定義され、30,000kW未満の水力発電は、ダムや堰を新たに建設するもののほか、農業用水路や水道用水路などの既存水路等（利水施設）を活用した水力発電が積極的に導入されるよう、地域脱炭素化促進事業として促進していくことが期待されます。 E
30ページの「アイヌの人たちなどの『重要』文化的景観」に関連して、「適正な配慮のための考え方」に、例えば「カムリノミの場所の保存」などを加えるべきです。(2-5)	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C
85ページの「第3章 留意事項」の最初の○に「合意形成では、協議会の設置、既存枠組みの活用など、」とあるが、「協議会」は重要であるので、どこかにこの定義を示すべきである。 また、「既存枠組み」が曖昧なので、具体的に明示すべきである。	「協議会」及び「既存枠組み」における具体的な記載に関するご意見ですが、地域で合意形成を図るための手法は多数あり、協議会の設置に限らず、合意形成を図る市町村において地域の状況に応じて、その方法を検討する必要があると考えております。 D
85ページの上記から２行下にある「地域住民に対しては、促進区域の計画段階において・・・」は「地域住民に対しては、促進区域の設定の計画段階において・・・」とすべきである。	地域住民に対する説明に係る記載に関するご意見ですが、「地域住民に対しては、広く説明を行い、意見を聞く機会を設けて促進区域設定に反映すること」と定めていることから、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D
85ページの上記から３行目下にある「可能性があることから、近隣市町村と事前に協議を・・・」は「可能性があることから、業者（？）は近隣市町村と事前に協議を・・・」とすべきである。	市町村の留意事項に係る記載に関するご意見ですが、ここでは市町村が地域脱炭素促進事業の促進に関する事項を定める際の留意事項を定めたもので、事業者への留意事項を定めたものではないので、素案の記載のとおりとしたいと考えております。 D
85ページの下から３行目の「・・・定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも・・・」にある「協議会」の定義が上記のように明示すべきである。 また「関係者」も曖昧なので、明確に内容を明示すべきである。	「協議会」及び「関係者」における具体的な記載に関するご意見ですが、合意形成を図る市町村において、協議会の構成メンバーや有用なデータを保有する関係者などを選定する必要があると考えております。 D
86ページ（？）と87ページ（？）の「別表：北海道における再生可能エネルギー促進区域の設定において、とくに考慮すべき希少種生息地への配慮の考え方」は重要である。 ここでは鳥類と魚類であるが、植物や動物などについても明記すべきである。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D
環境省では、「地域脱炭素化促進事業に関する制度は、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するものです。 また、再エネは地域資源であり、その活用は地域を豊かにし得るものとの認識の下、都道府県や市町村が地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ目標を設定した上で、その実現に向け、国や都道府県が策定する環境保全に係るルールにのっとって、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。」との説明である一方、北海道内ほぼ全域が本表に含まれていると思われるが、この区域を除いて、市町村が地域の資源である再エネのポテンシャルを最大限活用するような意欲的な目標が設定できると認識しているのか貴庁のご意見を伺いたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
本表に示す区域は、今後環境影響評価の審議会や道民から「禁止エリア」と誤解され、実質的な事業の制約となってしまうことを懸念する。 例えば、保安林・保安林予定森林・地域森林計画対象森林を対象とすると、市町村が定める促進区域設定の妨げとなり、ほぼすべての森林で事業実施が事実上不可能となる。 従い、禁止エリアではないという点を明示したうえで、実運用段階において周知、指導の徹底が必要と考えるが、制度の誤用を未然に防ぐための対応方針について、貴庁の見解を伺いたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
本表はあくまでも地域脱炭素促進事業に則り市町村が定める促進区域指定についての区域であり、当該事業に直接的に則らない再エネ事業の許認可や審査をこの区域をもとに拒否、否定されるものではないとの認識であるが貴庁のご意見を伺いたい。	お見込みのとおりです。 E
北海道の面積の約7割を占める山林（大部分が保安林または地域森林計画対象民有林に指定）および農地は許認可手続きにより風力発電施設の設置が認められ得るものである。 これらの区域を促進区域から除外すると、残った区域で且つ風力発電の適地と判断される区域は極めて限定的となる。 この除外区域設定の考え方は、国の脱炭素化の施策と相反していると言わざるを得ないが、どのような考えに基づくものなのか貴庁のご意見をお伺いしたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
貴庁が積極推進している”ゼロカーボン北海道推進計画”の中の”温室効果ガス排出抑制等の主な対策・施策”の重点的に進める取組の１つに挙げられている『再生可能エネルギーの最大限の活用』の目標値を踏まえた上での除外区域設定となっているのかご確認させて頂きたい。	道の目標を踏まえた設定としております。 E
風力発電事業は、風況や住居地域との離隔の観点からも山間部の森林区域にポテンシャルが集中すると考えられ、保安林、保安林予定森林、地域森林計画対象森林等が本表に設定され一律に除外対象とされた場合、各市町村における促進区域設定の妨げになることを強く懸念する。 また、風力発電事業は面的な開発とは異なり、適切な配置計画とすることで森林の持つ公益的機能を代替し、共存することも可能と考えられる。 これらを考慮し、森林区域に関しては「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項」と位置付けることを提案する。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A
本表には植生自然度に基づく設定が記載されているが、植生自然度は、環境省の自然環境保全基礎調査結果に基づくものであり、この結果は個々の事業を検討するための十分な現地調査を踏まえたものではなく、かつ整備年度によって現状との乖離がある場合がある。 事業提案型により促進区域を設定する場合は、事業者自ら調査を実施した正確かつ現況に即した情報が得られる可能性があり、促進区域はそれらを基に設定する方が現況に即しており妥当と考えるが、貴庁のご意見を伺いたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。 A
本表にはIBAの区域が含まれているが、IBAは広域図面ベースで描画されたものがHPに公開されているのみであり、区域境界が明瞭ではないため、市町村が地方公共団体実行計画策定にあたり促進区域から除外する判断は困難であると考えられる。 また民間団体が法的根拠なしに指定している区域を法規制の区域と同列に扱うことについては慎重になるべきと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
本表には砂防指定地、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域、鳥獣保護区の区域が含まれているが、これらは許認可手続きにより風力発電施設の設置が認められる場合があるため、非促進区域に指定するべきではないと考えます。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
設置物等に囲いを設けるなどとの記載があるが、具体的に何を対象としているのか、どのような囲いを言っているのかを示されたい。 なお、風力発電施設に騒音防止の囲いを設けることは一般的ではないと考えます。	設置物等の具体例につきましては、パワーコンディショナー等が想定されます。 E
“適正な配慮のための考え方”に「当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること」と記載あるが、動物が生息している区域全般が対象と読め、明らかにオーバーではないか。 また、EADASベースのセンシティビティマップ等は10km四方とメッシュが荒く、この範囲で除外するのはオーバーと考えます。	本基準は、北海道環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときに見直しを行うものとしており、ご指摘の事項につきましては、参考とさせていただきます。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方
生態系への影響に配慮するにあたり、植生自然度との具体的な関連が不明であるためお示し頂きたい。	植生自然度は、植生に対する人為的影響の度合いによって、日本の植生を10の類型に区分しているものであり、環境アセスメントの手続では、生態系に関わる検討の目安とされています。 E
景観計画区域は、北海道全域が対象。当該区域を可能な限り改変を避ける配慮を行った場合、促進区域は皆無となるが、貴庁のお考えをお伺いしたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D
「営巣地（営巣木/代替営巣木）から半径3km以内のエリアは原則促進区域から除外」とあるが、除外エリアの考え方についてご教示いただきたい。 なお、その考え方にもよるが、原則促進区域から除外では無くリスクエリア等の位置付けに留め、再エネ導入可否は現地調査結果に委ねることが妥当と考えます。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D
「餌場となっている海岸から5㎞以内のエリアは，可能な限り区域から除外すること」とあるが、「餌場となっている海岸」は有識者においてもエリアを特定することが困難と考えられるが貴庁のお考えをお伺いしたい。 エリアの特定が困難な結果、餌場となり得る海岸全域から5km以内の除外になり得る懸念があり、除外エリアが著しく広域となる恐れがある。 餌場となっている海岸の特定が困難な場合等は、現地調査結果に導入可否を委ねることが妥当と考えます。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D
「営巣地から半径1.5m以内のエリアは原則促進区域から除外」とあるが、除外エリアの考え方についてご教示頂きたい。 なお、その考え方にもよるが、原則促進区域から除外では無くリスクエリア等の位置付けに留め、再エネ導入可否は現地調査結果に委ねることが妥当と考える。	別表については、市町村が「考慮対象事項」における、考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方を参考資料として添付しているものです。今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料（EADASを除く）における区域の更新があった場合は、道から市町村に情報提供するとともに、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告された場合などにおいては、内容が修正される可能性がありますので、その場合も同様に市町村にお知らせいたします。なお、本意見については市町村にお伝えします。 D
風力発電に関し、本基準案を適用した場合、促進区域として選定できる場所は全道的に極めて限定的で狭小な範囲しか残されないことになることをご認識されているでしょうか。 当該範囲内でどの程度陸上風力発電が導入可能とお考えか、ご教示いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
令和5年3月環境省作成の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業に関する事項等）3-9-6.既存の事業との関係に依れば、今回貴庁において促進区域の基準が定められたとしても、「地域脱炭素化促進事業に関する制度は、地域脱炭素化促進事業として行わない再エネ事業を妨げるものではないため、促進区域の設定の有無によらず、既存の事業の実施や、実施に向けた手続が妨げられることはありません」とされている。 しかしながら、素案においては上記主旨について一切触れられていないため、上記マニュアル内容を知らない者にとっては、促進区域外の再エネ事業や、促進区域が未設定であり、素案において促進区域に含めることができないエリアで実施される既存の再エネ事業の実施に向けた手続が、本案の制定により妨げられることがあり得るのか否かが、極めて分かりにくくなっていると考える。 実際、ある総合振興局の林野行政担当官に、促進区域未設定だが本素案にて促進区域に含めることができないエリア（地域森林計画対象森林）での再エネ開発可否はどうなるか質問したところ、「認められなくなるものと考える」との回答であった。 このように、本配慮基準を参照する関係する公的機関によっては、理解不足による混乱が生じることを懸念する。 したがって、誤認回避を目的とし、貴案第1章基本的事項２基準の位置づけへ混乱が生じないような文章を追記頂きたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
令和5年3月環境省作成の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業に関する事項等）3-9-6.既存の事業との関係に依れば、今回貴庁において促進区域の基準が定められたとしても、「地域脱炭素化促進事業に関する制度は、地域脱炭素化促進事業として行わない再エネ事業を妨げるものではないため、促進区域の設定の有無によらず、既存の事業の実施や、実施に向けた手続が妨げられることはありません」とされている。 この記載は既存の事業に限定されているが、促進区域の設定がなされていない市町村において、素案において促進区域に含むことができないエリアで計画／実施される、地域脱炭素化促進事業として行わない再エネ事業についても、促進区域に含むことができないエリアでの事業であることを理由に、事業の実施や、実施に向けた手続きが妨げられることがないことを、貴案第1章基本的事項２基準の位置づけの中で明確化して頂きたい。	市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。 A
令和5年3月環境省作成の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」2-2-4.都道府県基準の設定方法に依れば「促進区域に含めることが適切でないと判断する区域」の検討に当たっては、省令（地球温暖化対策推進法施行規則）第５条の６第２項各号に掲げる全ての情報に加えて都道府県が必要と判断する情報を収集した上で検討を行わなければならないこととされており、その上で、都道府県基準の趣旨に照らして、都道府県の地方公共団体実行計画に定める目標を踏まえて再エネの導入を促進する観点から適切な内容であるかどうか慎重に検討が必要、との説明がなされている。 「風力発電施設に関する基準」に関し、環境省地域政策課作成の「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）」p.22にて示す基準イメージには含まれない項目のうち、（当該イメージはあくまで例示であるものの）地域森林計画対象民有林、植生自然度10の区域、農用地区域内農地が含まれることとなった検討の経緯および当該項目が都道府県基準の趣旨に適すると判断された理由をご教示いただきたい。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。 D

意見の概要	意見に対する道の考え方
地熱発電のポテンシャルが高い区域は活火山等に由来する温泉湧出地周辺で、その多くは国立公園エリアに含まれるのではないかと思います。 しかし素案では「適当ではないと認められる区域」に含まれてしまうため、発電は認められないということでしょうか。 それとも環境配慮事項について配慮すれば、市町村が促進区域設定の際に、含めることはできるのでしょうか。 日本における再生可能エネルギーとして地熱は非常に有用と思います。 太陽光のようにどこでも再生可能エネルギーを利用できるわけではなく、エネルギーの存在する場所が限定的な地熱ですので、環境に配慮しながらも上手に活用できる仕組み及び基準にしていただきたいと思います。	促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、地域脱炭素化促進事業として再エネ事業を実施しない場合は、促進区域の設定の有無によらず、促進区域とされたエリア外においても、これまでと同様に、関係法令を遵守した再エネ施設の設置を妨げるものではありません。 D

※「意見に対する道の考え方」の欄のＡ～Ｅの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等